

議案第 34 号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日の経過をもって南あわじ市・洲本市小中学校組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び平成 26 年 4 月 1 日付けで小野加東環境施設事務組合が組合の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹内 英昭

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「、南あわじ市・洲本市小中学校組合」を削り、「小野加東環境施設事務組合」を「小野加東加西環境施設事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。